



平成23年1月26日(水)
国土交通省 関東地方整備局
宇都宮国道事務所

記者発表資料

**一般国道4号改築工事(氏家矢板バイパス)の
事業認定の申請に向けた説明会開催について**

一般国道4号氏家矢板バイパスについては、これまで多くの地権者のご協力を得て、約99%の用地取得を行い、順次工事を推進しています。

残る用地取得については、引き続き話し合いの中でご協力を求めていく方針ですが、着実な事業進捗を図るため、土地収用法に基づく事業認定の申請に向けた準備を並行して進めているところです。

つきましては、土地収用法第15条の14に基づき、当該事業の目的及び内容についての説明会を開催することとしましたのでお知らせいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、
栃木県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 宇都宮国道事務所
電話 028-638-2181 (代表)

副所長 はやの 早野 ひでと 英人
調査課長 うえだ 上田 しんや 信也

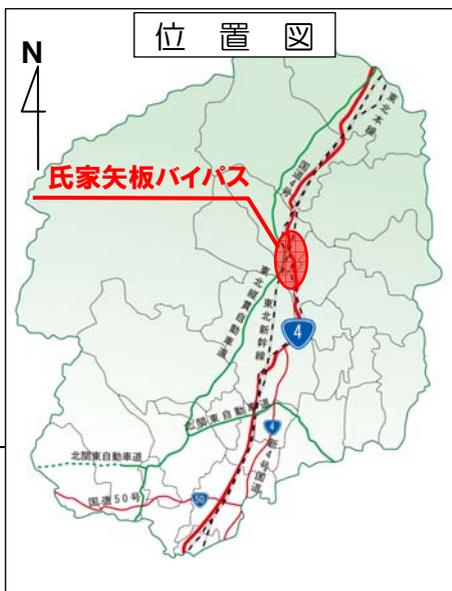
路線の概要

一般国道4号は、東京都中央区日本橋を起点として、埼玉県、茨城県、栃木県、福島県、宮城県及び岩手県を経て、青森県青森市に至る総延長約874kmの路線であり、関東地方と東北地方の文化、経済及び産業の交流を図る重要な役割を担っているとともに、通過市町村においては道路網を形成する上で骨格軸となり、地域住民の日常生活を支える主要幹線道路です。

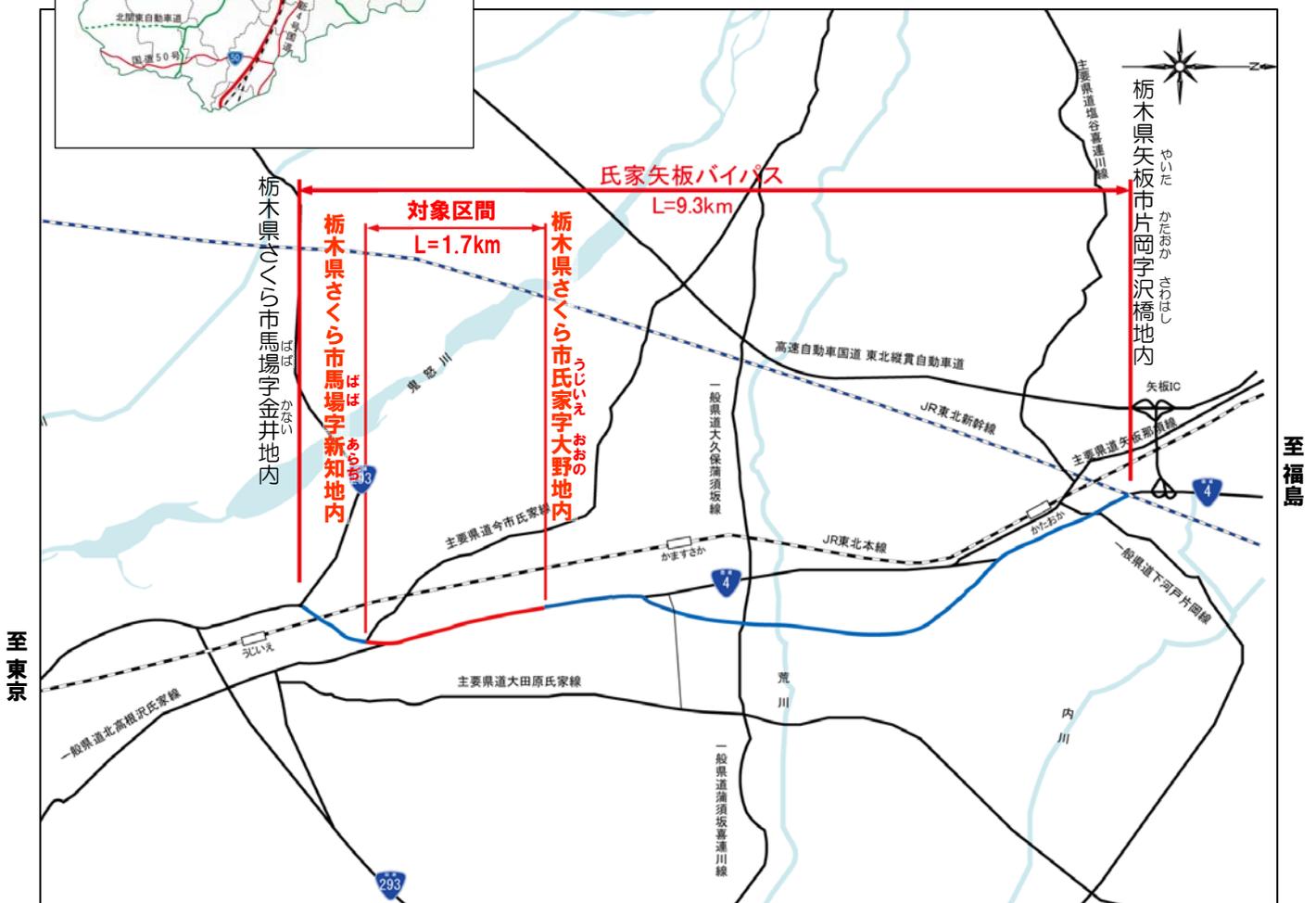
一般国道4号氏家矢板バイパスは、一般国道4号のさくら市から矢板市間の交通混雑の緩和、沿道環境の改善などを目的とするバイパス及び現道拡幅事業です。

なお、氏家矢板バイパスにおける事業進捗状況は、以下の通りです。

- ・用地取得率は約99%となっており、用地取得が完了した箇所から重点的に工事を推進しています。



拡大図



事業説明会の開催について

土地収用法第十五条の十四に基づき、下記事業の目的及び内容についての説明会を次のとおり開催いたします。

○起業者の名称及び住所

国土交通大臣（東京都千代田区霞が関二丁目1番3号）

○事業の種類

一般国道四号改築工事「氏家矢板バイパス」
（栃木県さくら市馬場字新知地内から同市氏家字大野地内まで）

○事業の施行を予定する土地の所在

栃木県さくら市馬場字新知地内から同市氏家字大野地内まで

○日 時

平成23年2月3日（木曜日） 午後6時から午後8時まで
（受付開始午後5時15分）

○会 場

さくら市氏家公民館 1階 ホール
栃木県さくら市櫻野1322番8

○主 催

国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所

○説明会に関する問合せ先

〒321-0931
栃木県宇都宮市平松町504
国土交通省関東地方整備局
宇都宮国道事務所
電話番号 028-638-2181
FAX 028-638-2871

会場案内図

日時：平成23年2月3日（木）18時～20時（受付開始17時15分）
場所：さくら市氏家公民館1階ホール（栃木県さくら市櫻野1322番8）
JR東北本線 氏家駅から徒歩15分



土地収用法

(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

(事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

(事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。